

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 氏 所 名 福岡県久留米市善導寺町島1043番地2  
 有限会社荒巻商店  
 代表取締役 荒巻 政広

優  
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 木村 敬



許可の年月日 令和6年(2024年)7月9日

許可の有効年月日 令和9年(2027年)11月10日

## 1. 事業の範囲

取り扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く)	積替 保管	※○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの			
		石綿含有 産業廃棄物	自動車等 破砕物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等
燃え殻	—	—	—	—	○
汚泥	—	—	—	○	○
廃油	—	—	—	—	—
廃酸	—	—	—	—	○
廃アルカリ	—	—	—	—	○
廃プラスチック類	—	○	—	○	—
紙くず	—	○	—	—	—
木くず	—	○	—	—	—
繊維くず	—	○	—	—	—
動植物性残さ	—	—	—	—	—
動物系固形不要物	—	—	—	—	—
ゴムくず	—	—	—	—	—
金属くず	—	○	—	○	—
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	—	○	—	○	—
鋳さい	—	—	—	—	○
がれき類	—	○	—	—	—
動物のふん尿	—	—	—	—	—
動物の死体	—	—	—	—	—
ばいじん	—	—	—	—	○
政令第2条第13号に規定する廃棄物	—	—	—	—	—

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「無」

## 3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成27年(2015年)11月11日付けで新規許可
- (2) 令和2年(2020年)11月18日付けで更新許可及び優良基準適合認定
- (3) 令和6年(2024年)7月9日付けで事業範囲の変更許可(取り扱う産業廃棄物の種類として「鉍さい」「動物のふん尿」「動物の死体」「ばいじん」「燃え殻」「政令第2条第13号に規定する廃棄物」及び「動物系固形不要物」を追加し、「紙くず」「木くず」「繊維くず」及び「金属くず」に「石綿含有産業廃棄物」を追加。「鉍さい」「ばいじん」「燃え殻」「汚泥」「廃酸」及び「廃アルカリ」に「水銀含有ばいじん等」を追加。

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 「無」

備考

「優良」の表示は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力・実績を有するものとして環境省令で定める基準に適合すると認められたことを示すものです。